

鳥取労働局発表
平成30年12月25日

担当	職業安定部 職業対策課 課長 黒阪 槟也 地方障害者雇用担当官 小谷久美子 TEL 0857-29-1708
----	--

※平成31年4月9日、一部の数値を補正

鳥取県における平成30年公的機関の障害者任免状況報告書等集計結果

鳥取労働局（局長 まるやま よういち）は、平成30年6月1日現在における公的機関の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況をとりまとめたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日から、国・地方公共団体等は2.5%に、都道府県等の教育委員会は2.4%に改定されています。

また、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【平成30年の結果等におけるポイント】

1 地方公共団体等（法定雇用率2.5%、県・市町村の教育委員会は2.4%）における状況について

- ① 県の機関（3機関）では、全ての機関で達成した。
- ② 県教育委員会は、達成した。
- ③ 市町村の機関（28機関）のうち、9機関が未達成であった。
- ④ 独立行政法人等（3機関）では、1機関が未達成であった。

2 今後の対応について

公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し労働局幹部が指導を行い一部改善されたが、引き続き全機関が達成となるよう助言、指導を行う。

1 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況 [総括表、1(1)県の機関・1(3)各機関の状況]

- ① 県の機関（職員数 40.0 人以上：法定雇用率 2.5%）における実雇用率は、3.05%で前年より 0.04 ポイント上昇した。
- ② 県の 3 機関すべての機関で法定雇用率を達成した。

○県の教育委員会における在職状況 [総括表、1(3)各機関の状況]

- ① 県の教育委員会（職員数 42.0 人以上：法定雇用率 2.4%）の実雇用率は、2.55%で前年より 0.05 ポイント低下した。

○市町村の機関における在職状況 [総括表、1(2)市町村の機関・1(3)各機関の状況]

- ① 市町村の機関（職員数 40.0 人以上：法定雇用率 2.5%）の実雇用率は、2.28%で前年より 0.15 ポイント上昇した。
- ② 市町村の 28 機関中 9 機関が、法定雇用率未達成であった。

2 独立行政法人等における雇用状況

○独立行政法人等の状況 [総括表、1(3)各機関の状況]

- ① 独立行政法人等（40.0 人以上規模の法人：法定雇用率 2.5%）における実雇用率は、2.54%で前年より 0.23 ポイント上昇した。
- ② 独立行政法人等の 3 機関中 1 機関が、法定雇用率未達成であった。

総括表

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,067.0 人 (4,155.0 人)	124.0 人 (125.0 人)	3.05 % (3.01 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	7,377.0 人 (7,190.0 人)	168.0 人 (153.0 人)	2.28 % (2.13 %)	19 / 28 (18 / 27)	67.9 % (66.7 %)

※鳥取県の市町村の機関のうち未達成であった2機関は、公表日時点で達成済み。

(3)都道府県及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.4%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,272.5 人 (4,268.0 人)	109.0 人 (111.0 人)	2.55 % (2.60 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,245.0 人 (2,204.5 人)	57.0 人 (51.0 人)	2.54 % (2.31 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)

注 1 1 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外職員数及び除外率相当数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2 の表①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

また短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 () 内は、平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることになった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の法人を指す。

1 地方公共団体等における在職状

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(短時間勤務職員のうち)(注意)6-2に該当する者)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 3 (3)	人 4,067.0 (4,155.0)	人 41 (42)	人 3 (3)	人 37 (35)	人 4 (6)	人 124.0 (125.0)	人 10.0 (9.0)	% 3.05 (3.01)	機関 3 (3)	% 100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分					
鳥取県	人 124.0 (125.0)	人 41 (42)	人 3 (3)	人 17 (19)	人 4 (5)	人 104.0 (108.5)	人 2.0 (6.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7 (9)	人 0 (0)	人 7.0 (9.0)	人 2.0 (1.0)	人 13 (7)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 13.0 (7.5)	人 6.0 (2.0)

〔(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 ③C欄「[注意]6-2に該当する者」とは、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

4 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることになった。

〔(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることになった。
6-2 ④d②欄「[注意]6-2に該当する者」とは、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

(2) 市町村の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A. 重度身体 障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神 障害者(短時間 勤務職員のう ち[注意]6-2 に該当する)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短时 間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇 用分			
鳥取県	機関 28 (27)	人 7,377.0 (7,190.0)	人 37 (32)	人 7 (7)	人 75 (72)	人 24 (20)	人 168.0 (153.0)	人 25.0 (16.0)	% 2.28 (2.13)	機関 18 (18)	% 64.3 (66.7)

注 (1)①の表と同じ

p

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数								
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外の 知的障害 者である短时间 勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 $d \times ② + (d - d \times ②) \times 0.5 + d \times ②$	f. うち新規雇 用分	
鳥取県	人 168.0 (153.0)	人 36 (32)	人 6 (6)	人 57 (59)	人 11 (12)	人 140.5 (135.0)	人 15.5 (13.0)	人 1 (0)	人 1 (1)	人 4 (3)	人 5 (4)	人 9.5 (6.0)	人 2.5 (1.5)	人 14 (10)	人 5 (4)	人 3 (0)	人 18.0 (12.0)	人 7.0 (1.5)

注 (1)②の表と同じ

(3)地方公共団体の各機関の状況

平成30年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
鳥取県知事部局	人 3117.5	人 100.0	% 3.21	人 0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	637.5	16.0	2.51	0.0	
鳥取県警察本部	312.0	8.0	2.56	0.0	
鳥取県教育委員会	4272.5	109.0	2.55	0.0	
鳥取市	1930.0	49.5	2.56	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	1181.0	19.0	1.61	10.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	440.5	11.0	2.50	0.0	
境港市	329.0	9.0	2.74	0.0	特例認定あり(注4⑤)
岩美町	212.0	4.0	1.89	1.0	特例認定あり(注4③)
若桜町	103.5	1.0	0.97	1.0	
智頭町	195.0	2.0	1.03	2.0	
八頭町	211.5	8.0	3.78	0.0	
三朝町	71.0	2.0	2.82	0.0	
北栄町	296.0	7.5	2.53	0.0	
湯梨浜町	287.0	8.0	2.79	0.0	
琴浦町	131.5	4.0	3.04	0.0	
日吉津村	68.5	0.0	0.00	1.0	
大山町	209.0	7.0	3.35	0.0	
南部町	175.0	5.0	2.86	0.0	
伯耆町	138.0	3.0	2.17	0.0	
日南町	163.0	2.0	1.23	2.0	
日野町	66.0	0.0	0.00	1.0	注5①
江府町	71.0	1.0	1.41	0.0	
鳥取市水道局	105.5	3.0	2.84	0.0	
米子市水道局	112.0	3.0	2.68	0.0	
鳥取市立病院	311.0	5.0	1.61	2.0	
国民健康保険智頭病院	123.0	2.0	1.63	1.0	注5②
南部町国民健康保険西伯病院	153.0	3.5	2.29	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	70.0	2.0	2.86	0.0	
日野病院組合	96.0	2.0	2.08	0.0	
鳥取県西部広域行政管理組合	61.0	2.0	3.28	0.0	
倉吉市教育委員会	67.0	2.5	3.73	0.0	
鳥取大学	2087.5	53.0	2.54	0.0	
鳥取県産業技術センター	64.0	0.0	0.00	1.0	
鳥取環境大学	93.5	4.0	4.28	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者について
は、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

また短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数(その数が負の数となる場合は0.0とする)であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となれば、法定雇用率の達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。

②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

⑤境港市は、平成29年4月3日付けで、境港市教育委員会と特例認定を受けている。

5 注5①日野町は、平成30年7月1日現在において、障害者雇用総数2.0人 実雇用率2.99 不足数0.0人となっている。

注5②国民健康保険智頭病院は、平成30年7月1日現在において、障害者雇用総数3.0人 実雇用率2.40 不足数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者並びに精神障害者である。

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 | <p>一般の民間企業 2. 2 %
(45.5人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 2. 5 %
〔 労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 〕</p> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 4 %
(42.0人以上規模の機関) |
- (カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントしている。